

高知県犯罪被害者等支援事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">高知県犯罪被害者等支援事業費補助金交付要綱</p> <p>(第1条～第19条 省略)</p> <p>附則</p> <p>1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第9条第3号、第12条、第17条及び第18条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、令和3年5月20日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、令和4年2月18日から施行する。</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>この要綱は、令和5年4月1日から施行する。</u></p> <p>(別表第1 (第3条、第4条及び第5条関係) 表1 省略)</p>	<p style="text-align: center;">高知県犯罪被害者等支援事業費補助金交付要綱</p> <p>(第1条～第19条 省略)</p> <p>附則</p> <p>1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第9条第3号、第12条、第17条及び第18条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、令和3年5月20日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、令和4年2月18日から施行する。</p> <p>(別表第1 (第3条、第4条及び第5条関係) 表1 省略)</p>

別表第1 (第3条、第4条及び第5条関係)			別表第1 (第3条、第4条及び第5条関係)		
補助対象事業	補助要件	補助限度額	補助対象事業	補助要件	補助限度額
<p>(2) 転居費用の補助</p> <p>(令和3年4月1日以降に住居又はその付近において犯罪被害に遭い、従前の住居に居住することが困難になったり認められる被害者又は遺族の転居に要する費用の犯一部を補助する。)</p>	<p>1 申請者が次のいずれかに該当する者であること。</p> <p>(1) 犯罪により住居が滅失し、又は著しく損壊したために居住することができなくなった犯罪被害者又は遺族</p> <p>(2) 二次被害の発生その他の事情により、従前の住居に居住し続けることが困難となった犯罪被害者又は遺族</p> <p>(3) その他補助金の交付が特に必要であると知事が認める者</p> <p>2 申請者が高知県内に住所を有し、かつ、当該住居又はその付近において犯罪が行われたこと。</p> <p>3 犯罪被害を受けた事実について、警察に提出された当該被害届を警察等の関係機関への照会により確認することができること。</p> <p>ただし、被害届を警察に提出することが困難であると認めら</p>	<p>【補助率】</p> <p>定額</p> <p>【補助限度額】</p> <p>20万円</p> <p>当該犯罪被害の事案について1回の転居費用を限度とする。</p>	<p>(2) 転居費用の補助</p> <p>(令和3年4月1日以降に住居又はその付近において犯罪被害に遭い、従前の住居に居住することが困難になったり認められる被害者又は遺族の転居に要する費用の犯一部を補助する。)</p>	<p>1 申請者が次のいずれかに該当する者であること。</p> <p>(1) 犯罪により住居が滅失し、又は著しく損壊したために居住することができなくなった犯罪被害者又は遺族</p> <p>(2) 二次被害の発生その他の事情により、精神的に従前の住居に居住し続けることが困難となった犯罪被害者又は遺族</p> <p>(3) その他補助金の交付が特に必要であると知事が認める者</p> <p>2 申請者が高知県内に住所を有し、かつ、当該住居又はその付近において犯罪が行われたこと。</p> <p>3 犯罪被害を受けた事実について、警察に提出された当該被害届を警察等の関係機関への照会により確認することができること。</p> <p>ただし、被害届を警察に提出することが困難であると認められる</p>	<p>【補助率】</p> <p>定額</p> <p>【補助限度額】</p> <p>20万円</p> <p>当該犯罪被害の事案について1回の転居費用を限度とする。</p>

	<p>れる場合は、知事が認める書類をもって代替することができることとする。</p> <p>4 申請者からの申請書を受理した日が犯罪被害を受けた日の翌日から起算して1年を超えていないこと</p>			<p>場合は、知事が認める書類をもって代替することができることとする。</p> <p>4 申請者からの申請書を受理した日が犯罪被害を受けた日の翌日から起算して1年を超えていないこと</p>	
--	--	--	--	--	--

(別表第1 (第3条、第4条及び第5条関係) 表3 省略)

(別表第2 (第8条、第9条、第17条関係) 省略)

(第1号様式～第1号様式 別紙1 省略)

第1号様式 別紙2

1 生活資金の補助	
<u>(削除)</u>	
共通	□補助金交付申請書 (第1号様式)
	□犯罪被害申告書 (別紙1)
	□内訳書兼実績報告書 (第6号様式 生活資金の補助)
	<p>□<u>住民票の写し、</u> <u>又は</u> <u>□戸籍の附票等 (被害者 (遺族の場合は申請者) が犯罪被害の原因となる犯罪行為が行われたときにおいて、高知県内に住所を有していたことを証明する書類)</u></p>

(別表第1 (第3条、第4条及び第5条関係) 表3 省略)

(別表第2 (第8条、第9条、第17条関係) 省略)

(第1号様式～第1号様式 別紙1 省略)

第1号様式 別紙2

1 生活資金の補助	
申請者は、次に掲げる書類を添えて申請することとする。	
共通	□補助金交付申請書 (第1号様式)
	□犯罪被害申告書 (別紙1)
	□内訳書兼実績報告書 (第6号様式 生活資金の補助)
	<p>□被害者 (遺族の場合は申請者) が犯罪被害の原因となる犯罪行為が行われたときにおいて、高知県内に住所を有していたことを証明する書類 (住民票の写し、戸籍の附票等)</p>

共通	<input type="checkbox"/> 申請者に係る所得証明書	共通	<input type="checkbox"/> 申請者に係る所得証明書
	<input type="checkbox"/> <u>申請者に係る納税証明書（県税について滞納のないことが分かる書類）</u> 又は <input type="checkbox"/> <u>県税完納情報の提供に係る同意書（※1）及び本人確認書類の写し（※2）（県税の納税義務がない場合は、その旨の申立書）</u>		<input type="checkbox"/> 県税について滞納のないことが分かる書類 （納税証明書 県税の納税義務がない場合は、その旨の申立書）
	<input type="checkbox"/> <u>（削除）</u>		<input type="checkbox"/> 犯罪被害に遭った事実を認めることができる書類
	<input type="checkbox"/> 犯罪被害に遭ったことによってかかった経費が分かる書類（領収証、納品書等）		<input type="checkbox"/> 犯罪被害に遭ったことによってかかった経費が分かる書類（領収証、納品書等）
	<input type="checkbox"/> <u>希望振込口座の写し（金融機関名、口座番号及び名義人を確認することができるもの）</u>		<input type="checkbox"/> 希望振込口座の金融機関名、口座番号及び名義人を確認することができる通帳の写し
	《代理人申請の場合》 <input type="checkbox"/> 委任状		《代理人申請の場合》 <input type="checkbox"/> 委任状
死亡した 犯罪被害 者の遺族	<input type="checkbox"/> 犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該犯罪の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類	死亡した 犯罪被害 者の遺族	<input type="checkbox"/> 犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該犯罪の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類
	<input type="checkbox"/> 申請者と犯罪被害者との続柄を証する戸籍の謄本又は抄本その他地方公共団体の長が発行する証明書		<input type="checkbox"/> 申請者と犯罪被害者との続柄を証する戸籍の謄本又は抄本その他地方公共団体の長が発行する証明書
	《婚姻届未提出の場合》 <input type="checkbox"/> 申請者と犯罪被害者が事実上婚姻関係にあったことを証明する書類 （住民票の写し、犯罪被害者及び申請者の親族、友人、隣人等の申述書等）		《婚姻届未提出の場合》 <input type="checkbox"/> 申請者と犯罪被害者が事実上婚姻関係にあったことを証明する書類 （住民票の写し、犯罪被害者及び申請者の親族、友人、隣人等の申述書等）
	《申請者が配偶者以外の場合》 <input type="checkbox"/> 第1順位遺族であることが証明することができる書類 （先順位の人死亡を明らかにすることができる戸籍の謄本又は		《申請者が配偶者以外の場合》 <input type="checkbox"/> 第1順位遺族であることが証明することができる書類 （先順位の人死亡を明らかにすることができる戸籍の謄本又は

	抄本) 《申請者が生計維持遺族である場合》 <input type="checkbox"/> 当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われたときにおいて、犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類 <input type="checkbox"/> その他知事が必要があると認める書類		抄本) 《申請者が生計維持遺族である場合》 <input type="checkbox"/> 当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われたときにおいて、犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類 <input type="checkbox"/> その他知事が必要があると認める書類
重傷病を負った犯罪被害者 又は性犯罪被害者	<u>《重傷病を負った犯罪被害者の場合》</u> <input type="checkbox"/> <u>重傷病・精神疾患に該当することが証明できる医師の診断書等</u> （診断書は、受傷日、療養期間、入院日数及び病名が明記されたものであること。ただし、精神疾患に係るものについては、入院日数の記載は要せず、その症状の程度が通算何日以上労務に服することができないものであるかが明記されたものであること。） <u>《性犯罪被害者で、医療費を申請する場合》</u> <input type="checkbox"/> <u>その治療が必要であると証明できる医師の診断書</u> <input type="checkbox"/> その他が知事が必要があると認める書類	重傷病を負った犯罪被害者 又は性犯罪被害者	<input type="checkbox"/> 重傷病・精神疾患及び性被害に該当することが証明できる医師の診断書 診断書は、受傷日、療養期間、入院日数及び病名が明記されたものであること。 ただし、精神疾患に係るものについては、入院日数の記載は要せず、その症状の程度が通算何日以上労務に服することができないものであるかが明記されたものであること。また、性犯罪被害に係るものについては、入院日数の記載は要せず、その症状の程度及び療養期間について明記されたものであること。 <input type="checkbox"/> その他が知事が必要があると認める書類
2 転居費用の補助		2 転居費用の補助	
<u>(削除)</u>		申請者は、次に掲げる書類を添えて申請することとする。	
	<input type="checkbox"/> 補助金交付申請書（第1号様式） <input type="checkbox"/> 犯罪被害申告書（別紙1） <input type="checkbox"/> 内訳書兼実績報告書（第7号様式 転居費用の補助）		<input type="checkbox"/> 補助金交付申請書（第1号様式） <input type="checkbox"/> 犯罪被害申告書（別紙1） <input type="checkbox"/> 内訳書兼実績報告書（第7号様式 転居費用の補助）

共通	<input type="checkbox"/> <u>住民票の写し</u> <u>又は</u> <input type="checkbox"/> <u>戸籍の附票等（被害者（遺族の場合は申請者）が犯罪被害の原因となる犯罪行為が行われたときにおいて、高知県内に住所を有していたことを証明する書類）</u>	共通	<input type="checkbox"/> 被害者（遺族の場合は申請者）が犯罪被害の原因となる犯罪行為が行われたときにおいて、高知県内に住所を有していたことを証明する書類 （住民票の写し、戸籍の附票等）
	<input type="checkbox"/> 申請者に係る所得証明書		<input type="checkbox"/> 申請者に係る所得証明書
	<input type="checkbox"/> <u>申請者に係る納税証明書（県税について滞納のないことが分かる書類）</u> <u>又は</u> <input type="checkbox"/> <u>県税完納情報の提供に係る同意書（※1）及び本人確認書類の写し（※2）（県税の納税義務がない場合は、その旨の申立書）</u>		<input type="checkbox"/> 県税について滞納のないことが分かる書類 （納税証明書 県税の納税義務がない場合は、その旨の申立書）
	<input type="checkbox"/> 従前の住居及び転居後の住居が分かる書類（住民票の写し、 <u>賃貸借契約書等</u> ）		<input type="checkbox"/> 従前の住居及び転居後の住居が分かる書類（住民票の写し）
	<input type="checkbox"/> <u>（削除）</u>		<input type="checkbox"/> 犯罪被害に遭った事実を認めることができる書類
	<input type="checkbox"/> 転居にかかった経費が分かる書類（運送業者が作成した内訳書及び納品書等）		<input type="checkbox"/> 転居にかかった経費が分かる書類（運送業者が作成した内訳書及び納品書等）
	<input type="checkbox"/> <u>希望振込口座の写し（金融機関名、口座番号及び名義人を確認することができるもの）</u>		<input type="checkbox"/> 希望振込口座の金融機関名、口座番号及び名義人を確認することができる通帳の写し
	《申請者が未成年者 ^者 の場合》 <input type="checkbox"/> 転居に関する保護者（親権者又は未成年後見人）の同意書		《申請者が未成年の場合》 <input type="checkbox"/> 転居に関する保護者（親権者又は未成年後見人）の同意書
	《代理人申請の場合》 <input type="checkbox"/> 委任状		《代理人申請の場合》 <input type="checkbox"/> 委任状
<input type="checkbox"/> 犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該犯罪の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類	<input type="checkbox"/> 犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該犯罪の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類		

死亡した 犯罪被害 者の遺族	<input type="checkbox"/> 申請者と犯罪被害者との続柄及び同居していたことを証する戸籍の謄本又は抄本、その他地方公共団体の長が発行する証明書（二親等以内であること）	死亡した 犯罪被害 者の遺族	<input type="checkbox"/> 申請者と犯罪被害者との続柄及び同居していたことを証する戸籍の謄本又は抄本、その他地方公共団体の長が発行する証明書（二親等以内であること）
	《婚姻届未提出の場合》 <input type="checkbox"/> 申請者と犯罪被害者が事実上婚姻関係にあったことを証明する書類 （住民票の写し、犯罪被害者及び申請者の親族、友人、隣人等の申述書等）		《婚姻届未提出の場合》 <input type="checkbox"/> 申請者と犯罪被害者が事実上婚姻関係にあったことを証明する書類 （住民票の写し、犯罪被害者及び申請者の親族、友人、隣人等の申述書等）
	《申請者が配偶者以外の場合》 <input type="checkbox"/> 第1順位遺族であることが証明することができる書類 （先順位の人死亡を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本）		《申請者が配偶者以外の場合》 <input type="checkbox"/> 第1順位遺族であることが証明することができる書類 （先順位の人死亡を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本）
	《申請者が生計維持遺族である場合》 <input type="checkbox"/> 当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われたときにおいて、犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類		《申請者が生計維持遺族である場合》 <input type="checkbox"/> 当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われたときにおいて、犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類
	<input type="checkbox"/> その他知事が必要があると認める書類		<input type="checkbox"/> その他知事が必要があると認める書類
重傷病を負った犯罪被害者 <u>（削除）</u>	<input type="checkbox"/> <u>重傷病・精神疾患に該当することが証明できる医師の診断書等（診断書は、受傷日、療養期間、入院日数及び病名が明記されたものであること。ただし、精神疾患に係るものについては、入院日数の記載は要せず、その症状の程度が通算何日以上労務に服することができないものであるかが明記されたものであること。）</u>	重傷病を負った犯罪被害者又は性犯罪被害者	<input type="checkbox"/> 精神的に従前の住居に居住し続けることが困難であることを証する医師の診断書等
<input type="checkbox"/> その他知事が必要があると認める書類	<input type="checkbox"/> その他知事が必要があると認める書類	<input type="checkbox"/> その他知事が必要があると認める書類	<input type="checkbox"/> その他知事が必要があると認める書類

3 再提訴費用の補助		3 再提訴費用の補助	
(削除)		申請者は、次に掲げる書類を添えて申請することとする。	
共通	<input type="checkbox"/> 補助金交付申請書（第1号様式）	共通	<input type="checkbox"/> 補助金交付申請書（第1号様式）
	<input type="checkbox"/> 犯罪被害申告書（別紙1）		<input type="checkbox"/> 犯罪被害申告書（別紙1）
	<input type="checkbox"/> 内訳書兼実績報告書（第8号様式 再提訴費用の補助）		<input type="checkbox"/> 内訳書兼実績報告書（第8号様式 再提訴費用の補助）
	<input type="checkbox"/> <u>住民票の写し</u> 又は <input type="checkbox"/> <u>戸籍の附票等（申請者（遺族の場合も含む）が申請時において、高知県民であること証する書類）</u>		<input type="checkbox"/> 申請者（遺族の場合も含む）が申請時において、高知県民であること証する書類（住民票の写し、戸籍の附票等）
	<input type="checkbox"/> 申請者に係る所得証明書		<input type="checkbox"/> 申請者に係る所得証明書
	<input type="checkbox"/> <u>申請者に係る納税証明書（県税について滞納のないことが分かる書類）</u> 又は <input type="checkbox"/> <u>県税完納情報の提供に係る同意書（※1）及び本人確認書類の写し（※2）（県税の納税義務がない場合は、その旨の申立書）</u>		<input type="checkbox"/> 県税について滞納のないことが分かる書類 （納税証明書 県税の納税義務がない場合は、その旨の申立書）
	<input type="checkbox"/> <u>(削除)</u>		<input type="checkbox"/> 再提訴の判決書（全文）の写し
	<input type="checkbox"/> 再提訴の原因となった民事訴訟における判決書等債務名義が分かる物（損害賠償請求権を得た当初の判決書（全文）の写し）		<input type="checkbox"/> 再提訴の原因となった民事訴訟における判決書等債務名義が分かるもの（損害賠償請求権を得た当初の判決書（全文）の写し）
	<input type="checkbox"/> 刑事事件の判決書（事件番号、事件名、被告）の写し		<input type="checkbox"/> 刑事事件の判決書（事件番号、事件名、被告）の写し
	<input type="checkbox"/> 再提訴に要した経費が分かる書類（印紙代の領収証等）		<input type="checkbox"/> 再提訴に要した経費が分かる書類（印紙代の領収証等）
	<input type="checkbox"/> <u>希望振込口座の通帳の写し（金融機関名、口座番号及び名義人を確認できるもの）</u>		<input type="checkbox"/> 希望振込口座の金融機関名、口座番号及び名義人を確認することができる通帳の写し
	《代理人申請の場合》 <input type="checkbox"/> 委任状		《代理人申請の場合》 <input type="checkbox"/> 委任状

死亡した 犯罪被害 者の遺族	<input type="checkbox"/> 申請者と犯罪被害者との続柄を証する戸籍の謄本又は抄本その 他地方公共団体の長が発行する証明書	重傷病を 負った犯 罪被害者 <u>(削除)</u>	<input type="checkbox"/> <u>(削除)</u> <input type="checkbox"/> <u>重傷病・精神疾患に該当することが証明できる医師の診断書等 (犯罪被害に遭った当時のもの)</u> <input type="checkbox"/> <u>(ただし、再提訴の原因となった民事訴訟における判決書等で重 傷病・精神疾患に該当することが分かる場合は省略できる。)</u> <input type="checkbox"/> その他知事が必要があると認める書類	死亡した 犯罪被害 者の遺族	<input type="checkbox"/> 申請者と犯罪被害者との続柄を証する戸籍の謄本又は抄本その 他地方公共団体の長が発行する証明書	重傷病を 負った犯 罪被害者 又は性犯 罪被害者	<input type="checkbox"/> 申請者本人であることを証する書類 <input type="checkbox"/> 重傷病・精神疾患及び性被害に該当することが証明できる医師 の診断書 診断書は、受傷日、療養期間、入院日数及び病名が明記され たものであること。 ただし、精神疾患に係るものについては、入院日数の記載は 要せず、その症状の程度が通算何日以上労務に服することがで きないものであるかが明記されたものであること。また、性犯 罪被害に係るものについては、入院日数の記載は要せず、その 症状の程度及び療養期間について明記されたものであること。 <input type="checkbox"/> その他知事が必要があると認める書類
<p>※1：税務課が別に定める「<u>県税完納情報提供事務処理要領</u>」における第4号様式</p> <p>※2：<u>マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等</u></p> <p><u>(注) マイナンバーカードは表面のみコピー（裏面はマイナンバーの表示があるた め、提出は不可とする。）、健康保険証の保険者番号及び被保険者等記号・番号 は復元できない程度にマスキング処理を施す等してください。</u></p> <p>※3：原則として、上記書類を添える必要があるが、「<u>3 再提訴費用の補助</u>」について <u>は、刑事・民事手続から長期間が経過していることを踏まえ、申請者において収集・ 確保ができないことやむを得ないと認められる書類は、添付を省略することがで きる。</u></p> <p>(第2号様式～第9号様式 省略)</p>				<p>(第2号様式～第9号様式 省略)</p>			